

一般社団法人ワンウェルフェア
動物問題と人への支援を考える連続セミナー

第6回支援・ツール・連携の実際

一般社団法人ワンウェルフェア 副代表理事・
葛飾区地域包括支援センター青戸
センター長 新美 育子（社会福祉士）

1

本日のお話

- 多頭飼育崩壊のおさらい
- 動物支援者、福祉支援者、地域の人が発見した場合の相談先
- 福祉支援者に動いてもらうために
- 同行訪問について
- 福祉支援者の役割と動物支援者の役割
- 個人情報保護法の例外規定
- 連携はそもそも難しい

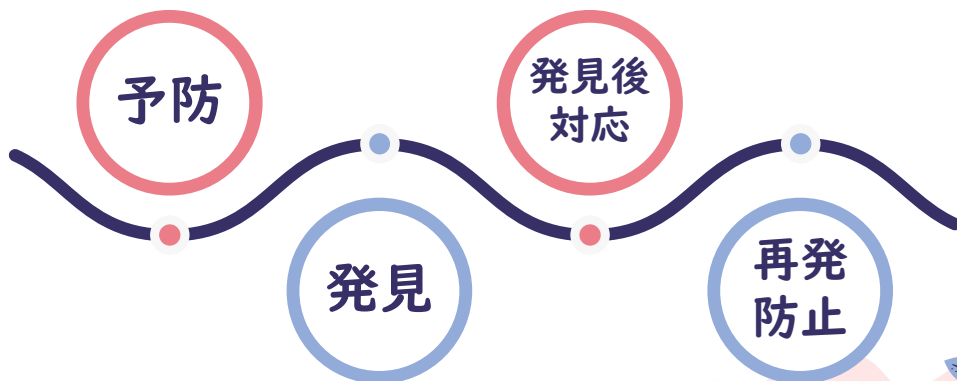
2

多頭飼育崩壊のおさらい

- 多頭飼育崩壊はこれまで「動物の問題」として扱われてきたが、生きづらさを抱えた飼い主への支援も必要だとわかってきた
- 飼い主がそのような状態になったのにはそれなりの事情がある（親や周囲の大人に大切にされなかった、虐待を受けていた、人間関係を築くのが苦手、いじめ、人間不信、認知症、精神的な病気、それらを背景とした孤立、動物への依存等）
- そのため、動物支援関係者、人の支援関係者（福祉・医療等）、さらに地域の関係者が協力し合うことが必要

3

多頭飼育問題への対応の流れ



環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」より

4



動物支援者が発見・把握したら

福祉関係者に相談して一緒に動いてもらう
飼い主の属性に合わせて相談先を考える

①65歳以上の場合 → 地域包括支援センター、民生委員

②65歳未満の場合

精神状態が不安定、精神障害者 → 保健所、基幹相談支援センター等

障害者（知的・身体） → 市区町村の障害者支援課、基幹相談支援センター等

5



動物支援者が発見・把握したら

②65歳未満の場合（つづき）

生活保護受給者 → 福祉事務所

経済的に困っている → 自立相談支援センター等
（お金に困っている方の総合相談窓口）

いずれにも当てはまらない → 社会福祉協議会
（地域福祉コーディネーター）

6



福祉支援者が発見・把握したら

- まずは保健所へ相談。地域で起きている問題を知ってもらい、できる限り一緒に動いてもらう。
必要に応じて以下のような支援者を紹介してもらう。

動物愛護推進員

動物愛護ボランティア、動物愛護団体

必要に応じて動物愛護相談センター等に相談することもある

7



地域の人が発見・把握したら

- 福祉関係者や動物関係者でつながりがあるところに相談してみる。
- どこにもつながりがない場合は福祉支援者に相談してみる。
(相談先は「動物支援者が発見したら」の項を参照)
- 福祉支援者が動いてくれない場合には動物支援者に相談する。
(相談先は「福祉支援者が発見したら」の項を参照)

8



福祉支援者に動いてもらうために

ポイントは、人(飼い主)への支援が必要なことを強調し、その機関に関わってもらう必要性が伝わるようにすること

多頭飼育崩壊を強調 → 「ゴミ屋敷」で支援が必要なことを強調

猫や犬たちが心配な状況 → 飼い主が心配な状況(セルフ・ネグレクト)
例) 長期間入浴していない、痩せていて食事が十分とれていない様子、
認知症や精神的な病気かもしれない、お金に困っている・・・etc

※ほとんどの福祉支援者は、動物問題に福祉の支援が必要なことを知らない。ガイドラインは出たが現場職員まで周知されていない。

9



同行訪問の準備

- なるべく福祉支援者と動物支援者が同行できるようにする。
- 飼い主とつながりのある人、関係の良い人がいれば協力してもらう。
- 訪問前に可能な範囲で情報収集。情報を共有して整理する。
訪問時に確認する必要があることは何か、一緒に考えて備える。
- 当日、どのような流れで飼い主と話をしたり動物の状況を把握したりするか、段取りや役割分担について打ち合わせしておく。
- 感染症予防のためのマスクやゴム手袋、靴カバー等の準備。
飼い主が驚かないよう、装備して行くことを事前に知らせるとよい。

10

同行訪問

- 飼い主への挨拶・声かけは丁寧に。自分の表情やつぶやきにも注意。責めている、バカにしていると思われないようにする。
- 飼い主との信頼関係を築くことを何よりも大切にする。これができないと支援を進めることは難しい。
- 飼い主の思い・考えを聞きながら飼い主と動物の状態を把握し、今後どうしていくかを飼い主と相談する。1回で方針が決まらないこともあるがあせらない・考えを押しつけない。時間はかかるもの。
- 飼い主から無理やり動物を引き上げたりすると、反発や関わりの拒否、多頭飼育の再発につながる。

11

福祉支援者の役割

- 飼い主に寄り添って、信頼関係を築く中心となる。
- 飼い主の生活状態や必要な支援の把握、緊急性の判断。
- 飼い主の思いや困っていること、動物を飼い出してから現在に至るまでの経緯、これまでの人生等についてじっくり話を聞いて、背景や要因、飼い主の持つ力、解決の糸口となるものを観察・考察する。
- 飼い主が動物を大切に思う気持ちも生かして、飼い主と動物たちにとってどのような暮らし方がよいのか（動物をどうするのかではない）、動物支援者の協力を得ながら飼い主と相談を進めていく。
- 認知症や精神疾患が疑われる場合の受診支援、介護保険サービスの利用支援など必要に応じて他の支援機関や社会資源につなぐ。
- 動物たちを引き取る場合には飼い主の喪失感へのサポートを。

12

動物支援者の役割

- 動物の状態や飼育環境を把握し、必要な支援を検討。
- 福祉支援者と協力し合って、飼い主との信頼関係づくり、今後の方向性の検討を進める。
- 不妊去勢手術、動物の一時預かりや譲渡などについて、必要に応じて他の支援機関や社会資源も活用して支援を主導する。
- 話し合いの結果、飼い主が動物の飼育を継続することになった場合には、飼い主にとって対応可能な飼育方法・工夫の提案、必要なサポートの検討、支援者の調整等を行う。
- 動物が中と外を行き来していたり、それに伴い地域への影響が出ていたりする場合の対策の検討。
- 譲渡後の動物の様子を伝えたり写真を見せたりするなど飼い主の寂しさ、動物を心配する気持ちに配慮したフォローを。

13



個人情報保護法の例外規定

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

14

違う職種との連携はそもそも難しい

専門性の違いは、大切に
する点が違うということ

動物支援者と福祉支援者の
連携ははじまったばかり

多様な視点があることは
豊かな支援につながる

違いを知る、違いを認め
合うことがうまくいくコツ

Don't forget!

他職種に丸投げしないように心がけましょう



15

ご清聴ありがとうございました



16